

## 議案第39号

### 債権の放棄について（危機管理室関係）

次のとおり債権を放棄する。

- 1 債 務 者 災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年大阪市条例第29号）に基づき本市が行った災害援護資金の貸付け58件に係る各保証人
- 2 債 権 の 内 容 災害援護資金の貸付金に係る保証債権
- 3 放棄する債権の額 災害援護資金の貸付金に係る保証債権に係る未償還の元本の額及び未払の利子の額の合計金54,236,031円並びにこれらに対する違約金並びに償還済みの元本及び支払済みの利子に係る違約金
- 4 放 棄 の 理 由 災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）等の改正により、災害援護資金の貸付金に係る償還免除の対象範囲が拡大されたこと、災害援護資金の貸付金の償還期間の終期から10年を経過した後に当該貸付金に係る保証債権を放棄した場合の特例が設けられたこと及び災害援護資金の貸付けに係る保証人の要否の判断が市町村に委ねられたことを踏まえ、災害援護資金の貸付金に係る償還免除の対象範囲の拡大に対応できるようにするため

令和5年2月9日提出

大阪市長 松 井 一 郎

## 説 明

本市が行った災害援護資金の貸付け58件に係る各保証人に対する災害援護資金の貸

付金に係る保証債権を放棄するため、この案を提出する次第である。